

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ・満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法

#### （2）固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品—定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### （3）引当金の計上基準 該当なし

### 2. 法人で採用する退職給付制度

当法人は京都府民間社会福祉施設職員共済会の京都社会福祉事業企業年金基金及び独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用している。

### 3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

#### （1）法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号の第1様式、第3号第1様式）

#### （2）事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人は社会福祉事業のみであるため、上記様式を省略している。

#### （3）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人は拠点区分が一つであるため、上記様式を省略している。

#### （4）公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人は公益事業を実施していないため、上記様式を省略している。

#### （5）収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人は収益事業を実施していないため、上記様式を省略している。

#### （6）拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

#### （7）拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））

#### （8）拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））

#### （9）当法人は、拠点が1つのため別紙2（拠点区分注記）の作成は省略している。

#### （10）各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 丹後視力障害者福祉センター拠点区分

「法人本部」

「視聴覚障害者情報提供施設」

「同行援護」

#### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高     | 当期増加額 | 当期減少額   | 当期末残高     |
|---------|-----------|-------|---------|-----------|
| 土地      | 7,463,760 | 0     | 0       | 7,463,760 |
| 建物      | 738,009   | 0     | 184,503 | 553,506   |
| 合計      | 8,201,769 | 0     | 184,503 | 8,017,266 |

#### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

#### 6. 担保にしている資産 該当なし

#### 7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|          | 取得価額        | 減価償却累計額     | 当期末残高     |
|----------|-------------|-------------|-----------|
| 建物(基本財産) | 104,841,040 | 104,287,534 | 553,506   |
| 車両運搬具    | 2,164,541   | 2,123,333   | 41,208    |
| 器具及び備品   | 14,926,119  | 13,003,285  | 1,922,834 |
| 合計       | 121,931,700 | 119,414,152 | 2,517,548 |

#### 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし

#### 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

#### 10. 関連当事者との取引の内容 該当なし

#### 11. 重要な偶発債務 該当なし

#### 12. 重要な後発事象 該当なし

13. 合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし